

おたのしみ

No.191

- 大** いなる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

第8回税に関する絵はがきコンクール

入賞作品

大崎市長賞



古川第三小学校 柴田 あかり

東北税理士会古川支部長賞



古川第三小学校 鈴木 愛梨

広報委員長賞



古川第一小学校 相澤 瑠菜

税制委員長賞



中坪小学校 谷代 詩和



(公財)全国法人会総連合女性部会連絡協議会会長賞

青生小学校 渡部 啓人

大崎法人会会長賞



古川第一小学校 多田 彩乃

古川税務署長賞



古川第三小学校 佐々木 真奈果

大崎法人会女性部会長賞



古川第三小学校 鹿野 あかり

大崎地区税務関係団体協議会会長賞



古川第二小学校 赤間 向日葵



副会長賞(広報担当)

古川第三小学校 川上 愛衣



副会長賞(税制担当)

古川第五小学校 後藤 瑠伽

和やかに新春企業交流会を開催

佐藤会長挨拶



伊藤大崎市長の祝辞



松本古川商工会議所会頭の乾杯



▲花田景子さんも交流会でご挨拶

花田景子さんの講演会

平成28年1月27日開催

満員御礼



講演をする花田景子さん



▲会長賞は千葉氏（岩出山）に当たりました



▲著書を買われた方に、自らサインをする花田さん



講演会場は、300名を超え「満員御礼」の聴講者となった

女性部会 2校で租税教室を開催

日 時：平成28年 2月 4日（木）
 会 場：加美町立鳴瀬小学校
 内 容：「租税教室」
 対象児童：六学年
 10名
 担 当：女性部会



日 時：平成28年 1月28日（木）
 会 場：大崎市立古川第五小学校
 内 容：「租税教室」
 対象児童：六学年
 160名
 （2回開催）
 担 当：女性部会



「税に関する絵はがき」応募作品の入賞選考会

日 時：平成28年2月16日(火)
 会 場：古川商工会議所会館研修室
 内 容：「第8回税に関する
 絵はがきコンクール
 応募作品入賞選考会」

応募者数：10校343名
 担 当：女性部会

選考者：古川税務署長・大崎市長
 大崎地区税務関係団体協議会長
 東北税理士会古川支部長
 大崎法人会会長・税制担当副会長
 広報担当副会長・税制委員長
 広報委員長・女性部会長 計10名



消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成26年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成28年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%						
売上に対する 納税額の目安率	0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%		
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
	万円	円	万円	円	万円	円	万円	円	万円	円	万円	円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

(注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

問い合わせ先 古川税務署 TEL0229-22-1711 内線111.121 管理運営第一部門まで

ふるさと納税は、どんな制度なの？

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 河内 悟 朗

リサ 最近、友達がふるさと納税をしてお礼の品をもらったらしく、私も勧められたのですが、ふるさと納税とはどのような制度なのですか。

サキ先生 印納税という言葉が使われていますが、地方公共団体への寄附のことです。個人で行った寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限はありますが、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のことなのです。例えば、年収700万円の給与所得者（夫婦なし）が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されます。総務省のふるさと納税ポータルサイトで寄附金控除額の計算がシミュレーションできますので参考にしてください。

ただし、この制度の適用を受ける場合には、原則としてふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がありますので注意してください。

リサ どこの地方公共団体へふるさと納税をしてもいいのですか。

サキ先生 自分の生まれ育った故郷だけでなく、応援したい地方公共団体など、どこでも大丈夫です。しかも、その寄附金の使い道もリサさんが選べます。

リサ でも、確定申告するのは大変ですね。

サキ先生 平成27年4月1日以降に行うふるさと納税については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができます。これは、マイナンバー、マイ・ポータルを活用した手続の簡素化を行うまでの当分の間の特例ですが、確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税先の地方公共団体が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に、各地方公共団体に特例の適用に関する申請書を提出すると確定申告が不要になる制度です。ただし、特例を適用すると所得税からの控除は行われず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税から控除されます。

リサ 確定申告しなくてよいのですか。

サキ先生 そうですね。ただし、平成27年1月1日から平成27年3月31日にふるさと納税を行った場合のほか、5団体を超える地方公共団体にふるさと納税を行った場合や、もともと確定申告をする必要のある人は確定申告で控除する必要があります。

リサ お礼の品がもらえるのも魅力ですね。

サキ先生 お礼の品をもらった場合ですが、その経済的利益は、一時所得に該当します。

リサ 一時所得に該当するということは、お礼の品を貰うと確定申告する必要があるということですか。

サキ先生 一時所得が発生すれば、確定申告が必要です。

ただし、一時所得の金額は、その年中の一時所得にかかる総収入金額（1）からその収入を得るために支出した金額の合計額（2）と50万円を差引いた額（1から2を控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額）となります。

青年部今年も「うめえがすと鍋まつり」に寄付活動で出店

日 時：平成28年 2月11日(木)
場 所：加美町花楽小路イベント広場
内 容：『第16回うめえがすと鍋まつりin加美』
担 当：青年部会
鍋 名：ベリー-goodな加美べこ鍋
販売数：400食 販売開始36分で完売！



古川支部で震災復興応援!! お買物バスツアーを実施

日 時：平成28年 2月16日 (火)
場 所：互理町・山元町
内 容：『第3回震災復興応援!!お買物バスツアー』
担 当：古川支部



▲語り部の会ワッタリの方から話しを聞く

玉造支部マイナンバーセミナーを開催

日 時：平成28年2月4日(木)
 場 所：ドライブインおーとり(鳴子温泉)
 内 容：『マイナンバー制度
 企業対応セミナー』



講 師：
 特定社会保険労務士
 西嶋 淑子氏 他
 担 当：玉造支部



加美支部新春講演会を開催

日 時：平成28年1月19日(火)
 会 場：サンパレスマルト(加美町)
 内 容：『政権の行方と消費税10%
 に向けて、日本経済の
 今後の展望』
 講 師：元TBS解説
 専門記者室長
 杉尾 秀哉氏
 担 当：加美支部



編集後記

本誌の記事でも紹介しましたが、先日『税に関する絵はがきコンクール』の応募作品の選考会があり、広報委員長として出席して参りました。

今年も素晴らしい作品が目白押しで今後の表紙を飾る作品を選ぶのにも苦労しそうです。

今回で第8回になりますが、応募総数が年々すごい勢いで増えてます。小学生の税意識の高さを実感し日本の未来は明るいと思います。

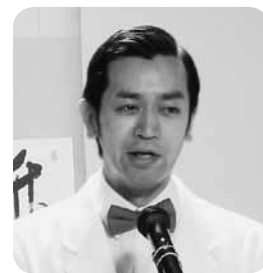
(高橋聖也)

◆広報委員会メンバー◆

担当副会長 鎌田 裕明(鎌田醤油株/美里)
 広報委員長 高橋 聖也(有勘七湯/鳴子温泉)
 委 員 高橋 和宏(株仙北製材所/古川)
 " 中鉢 喜信(有旬味酒菜中鉢/古川)
 " 伊勢 健一(株拓殖/岩出山)
 " 遠藤 友子(有遠藤石材/加美)
 " 伊藤 恵美(株フジヒロ/美里)
 " 森 毅
 (河北新報三本木専売所/三本木)

大崎支部新春講演会を開催

日 時：平成28年2月5日(金)
 会 場：青柳(三本木)
 内 容：
 『お笑い界の
 右から左』
 講 師：
 ムーディ勝山氏
 担 当：大崎支部





大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀) ~加島屋が店を構えた地に建つ~

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
~大同生命の創業者の一人~



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社 古川営業所/宮城県大崎市古川駅前大通2-6-16(古川土地ビル3F) TEL 0229-22-6398

T&D
T&D保険グループ

URL www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp